

特別管理産業廃棄物収集運搬業 PCB廃棄物の審査用添付書類一覧

1) 施設に係る基準

省令で定める事項		添付書類	低濃度	高濃度
応急措置設備等及び連絡設備等の備え付けられた運搬施設を有すること示す書類	連絡設備等の概要を記載した書類	PCB廃棄物の収集運搬中の事故等緊急時における連絡体系図、緊急連絡先を明記した書類	◎	◎
		車両に備え付けた連絡設備(GPS)の機能等の概要を記載した書類	△	◎
	応急措置設備等の概要を記載した書類	ガイドラインが示す応急措置設備・器具等のリスト及び写真(保護衣・保護手袋・保護長靴・呼吸用保護具・保護眼鏡・流出・飛散防止用具・回収用具・消火設備・誘導設備・携帯書類等)	◎	◎
		緊急時対応マニュアル	◎	◎
飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有することを示す書類		運搬車両(船舶)の写真(「PCB」の表示付き)	◎	◎
		運搬容器が所要の検査に合格したことを証明する書類	◎	◎
		運搬容器の写真(「PCB」の表示付き) ※船舶危規則に規定する容器については「UNマーク」の表示を写した写真(船舶による輸送を行う場合のみ)	◎	◎
		※自ら運搬容器を装備せず、連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器を使用できることを証する書類	◎	◎

2) 申請者の能力に係る基準

省令及びガイドラインで定める事項	添付書類	低濃度	高濃度
当該事業を行うに足る知識及び技能を有することを説明する書類	講習会修了証の写し(特管収集・運搬課程)(役員又は政令使用人のもの) ※要原本確認	◎	◎
当該業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類	安全管理責任者及び運行管理責任者等を配置した安全管理体系図(安全管理責任者の名前を明記すること。)	◎	◎
	作業従事者全員の講習会修了証の写し(PCB収集運搬業作業従事者講習会) ※原本確認不要 有効期間の定めなし	◎	◎
	社内教育の実施状況の記録(実施日時、講師、参加者、教育内容について)及び講師の講習会修了証の写し(PCB収集運搬業作業従事者講習会) ※社内教育の記録については、新規は1年以内のもの、更新は過去5年分。新規申請において作業従事者全員が1年以内にPCB収集運搬業作業従事者講習会を受講している場合は提出不要	◎	◎

3) そのほか

		低濃度	高濃度
日本環境安全事業(株)(JESCO)にPCB廃棄物を搬入する場合	JESCO入門許可証	△	◎

積替え・保管を行う場合の審査

ガイドラインに基づく事業計画及び添付書類

事業計画書に記載する事項(カッコ内はガイドラインの番号)	記載内容、添付書類及び確認事項	低濃度	高濃度
(2.2.5) 積替え・保管	「搬入、搬出及び保管の状況等を記録し、適切に管理する」旨の記載	◎	◎
	【【解説3】①～⑦】に該当する説明(帳簿の記録事項について)	◎	◎
	【【解説4】】に該当する説明(日常管理マニュアル及び緊急時対応マニュアルの作成、備え付けについて)及びマニュアルの添付	◎	◎
	【【解説5】】についての口頭確認(市町の消防署へ指定数量に該当するか否かについて確認をとらせ、その回答内容について確認)	該当あり 該当なし	該当あり 該当なし
(2.2.6) 積替え・保管施設	【【解説1】】に該当する説明(囲いの設置、立入禁止の表示、施錠、監視等の措置について)	◎	◎
	【【解説3】①～④】に該当する説明(飛散、流出、地下浸透及び揮発の防止について)	◎	◎
(5.1) 事故の未然防止	「(2) 積替え・保管施設に応急措置設備・器具を備えておく」旨の説明	◎	◎
	表Ⅱ-5.1に対応する表の添付(積替え・保管施設に備える応急措置設備・器具リスト)	◎	◎

2 許可の基準

1) 申請者の能力に係る基準

		低濃度	高濃度
当該事業を行うに足る知識及び技能を有することを説明する書類	講習会修了証の写し(PCB収集運搬業作業従事者講習会)(積替え・保管施設責任者のもの) ※原本確認不要、有効期間の定めはなし	◎	◎